

滋 水 第 7 0 3 号

令和7年(2025年)7月28日

琵琶湖海区漁業調整委員会

会長 谷口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造



漁業の許可の制限措置の内容等について (諮問)

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、手繰第3種漁業（貝びき網漁業）の許可の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間について貴委員会の意見を問います。